

1 個人情報の本人からの収集の適用除外事項  
 (個人情報保護条例第6条第3項第5号の規定に基づく諮問に対する答申)

類型化事項

番号	類 型	本人以外から収集する理由
1	栄典、表彰等の候補者の選考を行うに当たって、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障を来したり、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあるため。また、本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、本人以外のものから収集しないと、当該事務の目的の達成に支障が生じるため。
2	委員、講師、指導者、助言者等の選定を行うに当たって、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	委員等の適任者を幅広く求めるため、関係団体等から候補者の実績等の個人情報を収集する必要があるため。また、本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、本人以外のものから収集しないと、当該事務の目的の達成に支障が生じるため。
3	争訟又は評価、指導等を行うに当たって、争訟の当事者又は評価、指導等の対象者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、本人以外のものから収集しないと、当該事務の目的の達成に支障が生じるため。
4	県の職員の任用、処分等を行うに当たって、当該職員等に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、本人以外のものから収集しないと、当該事務の目的の達成に支障が生じるため。
5	所在不明、心身喪失等の理由により、個人情報を本人から収集することが困難であるとき。	本人が所在不明、心身喪失等の状況にあるときにおいては、本人から収集することは困難であり、本人以外のものから収集しないと、事務の目的の達成に支障が生じるため。
6	病院等の機関が診療、保健指導等を行うに当たって、受診者等に関する個人情報を当該受診者等の家族、主治医等から収集するとき。	受診者等の既往症、治療歴等を当該受診者等の家族、主治医等から収集することにより、当該情報の客観性・正確性を確保して、当該受診者等に対して的確な診療、保健指導等を行う必要があるため。
7	各種の申請、届出等の際提出される情報の中に、当該申請者等以外の者に関する個人情報が含まれているとき。 ただし、当該申請者等以外の者に関する個人情報を提出することが当該申請等の要件として定められ、当該情報が一般に入手し得る範囲内の情報であるときに限る。	申請者等以外の者に関する個人情報を提出することが当該申請等の要件として定められているときに、一般に入手し得るものに記録された範囲内の情報を当該申請者から収集することは合理的であると認められるため。

番号	類 型	本人以外から収集する理由
8	<p>団体や事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対して指導や補助金の交付等を行うに当たって、当該団体等の職員等や当該団体等が設置・運営している施設の利用者等に関する個人情報を当該団体等から収集するとき。</p>	<p>団体等に対する指導や補助金の交付等の事務を適正に実施するためには、指導や補助金の算定等に必要範囲内で、団体等の職員等や当該団体等が設置・運営している施設の利用者等に関する個人情報を収集する必要があり、当該情報を団体等から収集することは合理的であると認められるため。</p>
9	<p>公共用地の取得等を行うに当たって、権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。</p>	<p>権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから収集することにより、当該情報の客観性・正確性を確保して、公共用地の取得等の事務を適正に実施する必要があるため。</p>
10	<p>資格要件の確認、権利関係の把握、対象者の選出等を行うに当たって、個人情報を他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体から収集するとき。</p>	<p>これらの事務に係る個人情報を他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国又は他の地方公共団体から収集することにより、情報の客観性・正確性を確保し、事務を適正に実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができるため。</p>
11	<p>相談、陳情、要望、苦情、意見その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、当該相談等をする者以外の者に関する個人情報が含まれているとき。</p>	<p>相談等の内容に相談者以外の者に関する個人情報が含まれているときには、当該相談等に対して適切な対応をするために当該個人情報を収集することが必要な場合があるため。</p>

2 思想等に関する個人情報の収集禁止の適用除外事項  
 (個人情報保護条例第6条第4項ただし書の規定に基づく諮問に対する答申)

類型化事項

番号	類 型	収集する個人情報	思想・信教等を収集する理由
1	栄典、表彰等の候補者の選考を行うに当たって、候補者に関する個人情報を収集するとき。	・ 犯罪歴	栄典等の候補者として適任者であるかどうかを判断するために、候補者の犯罪歴を確認することが必要な場合があるため。
2	海外からの研修生、来訪者等の受入れ等を行うに当たって、研修生等に関する個人情報を収集するとき。	・ 信教	海外からの研修生や来訪者等の滞在中における適切な対応を行う上で、信教による生活習慣の違いや食事の制限等を的確に把握する必要があることから、当該研修生等の信仰する信教に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
3	同和対策事業を行うに当たって、対象者に関する個人情報を収集するとき。	・ 社会的差別の原因となる社会的身分	事業の対象者の適格性を確認するために社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
4	公共用地の取得等を行うに当たって、土地所有者等に関する個人情報を収集するとき。	・ 信教	公共事業に伴う礼拝の施設や墳墓等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定を適正に行うために、当該宗教施設の所有者等の信教に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
5	病院等の機関が、診療、保健指導等を行うに当たって、受診者等に関する個人情報を収集するとき。	・ 思想、信教及び信条	受診者等の病状等に合わせた的確な診断や治療、保健指導等を行うために、当該受診者等の思想、信教及び信条に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
6	委員、講師、指導者、助言者等の選定を行うに当たって、候補者に関する個人情報を刊行物等一般に入手し得るものから収集するとき。	・ 思想、信教及び信条	委員等の適任者であるかどうかを判断するために、候補者の思想、信教及び信条に関する個人情報を収集することが必要な場合があるため。
7	相談、陳情、要望、苦情、意見その他本人の自由な意思により提供される情報の中に含まれているとき。	・ 思想、信教及び信条 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となる社会的身分	相談等の内容にこれらの個人情報が含まれているときは、当該相談等に対して適切な対応をするために、当該個人情報を収集することが必要な場合があるため。
8	作文等のコンクールや試験等を行うに当たって、作文、論文等の中に含まれているとき。	・ 思想、信教及び信条 ・ 人種及び民族 ・ 犯罪歴 ・ 社会的差別の原因となる社会的身分	作文、論文等の中にこれらの個人情報が含まれているときは、当該作文等の適切な評価をするために、当該個人情報を収集することが必要な場合があるため。

3 個人情報の目的外利用・提供禁止の適用除外事項  
 (個人情報保護条例第7条第1項第5号の規定に基づく諮問に対する答申)

類型化事項

番号	類 型	目的外に利用・提供する理由
1	<p>報道機関に発表し、又は報道機関の取材に応じて提供するとき。                      ただし、報道機関を通じて一般に知らせることに公益性がある場合又は提供する個人情報を取り扱う事務の目的に照らして明らかに合理性があると認められるときに限る。</p>	<p>対象となる個人情報の内容や、当該個人情報を取り扱う事務に対する社会的関心の高さ等から判断して、当該個人情報を公表することによる公益達成の必要性がある場合のほか、当該個人情報を公表することが当該個人情報を取り扱う事務の目的に照らして明らかに合理性が認められる場合には、報道機関に発表し、又は報道機関の取材に応じることを認める必要があるため。</p>
2	<p>栄典、表彰等の候補者の選考に当たって、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体、その他関係団体に提供するとき。</p>	<p>本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障を来したり、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあることから、また、本人から収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、当該事務の目的の達成に支障が生じることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>
3	<p>委員、講師、指導者、助言者等の選定に当たって、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体、その他関係団体に提供するとき。</p>	<p>委員等の適任者を幅広く求めるためには、多くの機関から候補者の実績等の個人情報を収集する必要があることから、また、本人から収集したのでは情報の客観性・正確性を確保することが困難となる場合があり、そのような場合には、当該事務の目的の達成に支障が生じることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>
4	<p>事業等の案内や広報資料の送付のために必要な氏名、住所等の事項のみを実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体に提供するとき。</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対して、実施機関又は他の行政機関が、関連する事業や催し物等の案内や広報資料の送付をすることは、当該事務事業の一般への周知という公益に資するものであることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>
5	<p>資格要件の確認、権利関係の把握、対象者の選出等に当たって、個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体に提供するとき。</p>	<p>これらの事務に係る個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、他の地方公共団体に提供することにより、利用先又は提供先において、当該情報の客観性・正確性を確保し、事務を適正に実施することができ、また、住民の負担の軽減、行政サービスの向上を図ることができることから、目的外利用・提供を認める必要があるため。</p>

4 個人情報取扱事務登録簿への登録の適用除外事項  
 (個人情報保護条例第12条第3項第2号の規定に基づく諮問に対する答申)

類型化事項

番号	類 型	登録を除外する理由
1	<p>県、国又は他の地方公共団体（以下「県等」という。）の職員又は職員であった者に係る職務の遂行に関する個人情報を取り扱う事務</p>	<p>事務の内容は県等の職員がそれぞれの機関において知り得るものであるので、当該事務に係る当該職員の個人情報の取扱いについても職員本人が知り得るものであることから、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。</p>
2	<p>国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報を取り扱う事務</p>	<p>国等の職員に関する個人情報は、国等の内部管理情報であることから、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。</p>
3	<p>資料等の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務</p>	<p>当該事務においては、資料等の送付や業務上必要な連絡といった限定された目的で、氏名、住所等の限定された個人情報を取り扱うことから、当該事務に係る登録簿を作成して一般の閲覧に供する意義に乏しい。</p>